

別記様式第 1

2007年8月8日

資 産 等 報 告 書

田中 誠太



1 土地

所 在	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
大阪府八尾市植松町 5丁目13-2	133.67㎡	2,130,566円	持分1/2 相続
京都府京丹後市久美浜 町湊宮小字空下 1302番2	1,772.15㎡	5,050,095円	持分 1460/100,000
京都府京丹後市久美浜 町湊宮小字鈴ヶ岡 1320番9	550.16㎡	1,567,790円	持分 1460/100,000
京都府京丹後市久美浜 町大向小字鈴ヶ岡 278番1	364.01㎡	1,037,318円	持分 1460/100,000
三重県鳥羽市安楽島町 ナデキ205番27	2,608.39㎡	25,686,186円	持分 363/100,000
三重県鳥羽市安楽島町 ニエ212番14	53.17㎡	523,422円	持分 363/100,000
三重県鳥羽市安楽島町 ニエ212番15	299.75㎡	2,951,616円	持分 363/100,000
三重県鳥羽市安楽島町 ニエ212番16	1,469.60㎡	14,471,852円	持分 363/100,000

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
該当なし		

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
大阪府八尾市植松町5 丁目13-2	141.84㎡	4,429,122円	
京都府京丹後市久美浜 町湊宮小字空下 1302-2-310	66.81㎡	6,139,481円	持分 1/57
三重県鳥羽市安楽島町 ニエ212番1 機 械 室 鉄 骨 鉄 筋 コンクリート共用部分	1.01㎡	94,487円	持分 1/14
三重県鳥羽市安楽島町 ニエ212番16 ホ テ ル 鉄 筋 コンクリート共用部分	5.62㎡	385,911円	持分 1/14
三重県鳥羽市安楽島町 ニエ212番 16-201	36.75㎡	2,523,547円	持分 1/14

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金・郵便貯金

・預金

預金の総額	131,131円
-------	----------

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額	0円
-------	----

(注) 普通貯金を除く。

・郵便貯金

郵便貯金の総額	0円
---------	----

(注) 通常郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額	0円
-------	----

6 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
該当なし	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種 類	銘	柄	株 数	額面金額の総額
株 券	該当なし		株	円

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が1,000,000円を超えるものに限る。）

・自動車

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・美術工芸品

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の

別を記入する。

8 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

レイクフォレストリゾート	

9 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	4,700,000円
--------	------------

10 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	31,169,509円
--------	-------------